

大分県報

平成二十九年

第二九〇〇号

七月二十一日

（金曜日）

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………一
大規模小売店舗に関する意見（二件）……………一
肥料の登録……………二
肥料の登録の有効期間の更新……………二
肥料の登録事項の変更……………三
地籍調査の成果の認証……………四
都市計画事業の事業計画の変更認可……………四
平成二十九年大分県職員（助産師）選考採用試験の公告の一部改正……………五
建築業の許可の取消……………五

告示

大分県告示第四百三十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十九年七月二十一日

大分県知事 広瀬勝貞

- 変更申請のあった年月日
平成二十九年七月六日
- 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 SAVA SPORTS CLUB
- 代表者の氏名

近江伸一

四 主たる事務所の所在地

別府市大字鶴見二千七百六十六番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもから高齢者までの地域住民に対して、スポーツ・健康活動を通じ心身の向上を目指す事業を行い、総合型地域スポーツクラブを核とした地域住民の自立的・積極的な社会参加を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。ここでいう総合型地域スポーツクラブとは、地域住民の受益者負担の精神と自主運営を基盤とした自立型のスポーツクラブであり、地域の活性化のみならず、わが国の生涯スポーツ振興と健康保持増進に寄与する組織である。

六 定款変更の内容

- 会員に関する事項の変更
- 役員に関する事項の変更
- 会議に関する事項の変更
- 資産及び会計に関する事項の変更
- 定款の変更に関する事項の変更

大分県告示第四百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により豊後大野市長から次のとおり意見書の提出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十九年七月二十一日

大分県知事 広瀬勝貞

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス三重店

豊後大野市三重町大字芦刈字都留前四百八十一番十八 外

二 意見の概要

- 交通に係る事項について
- 防犯に係る事項について
- 関係書類の縦覧

縦覧期間
平成二十九年七月二十一日から同年八月二十一日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県豊肥振興局

大分県告示第四百三十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により次のとおり意見書の提出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十九年七月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス三重店

豊後大野市三重町大字芦刈字都留前四百八十一番十八 外

二 意見の概要

交通に係る事項について

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年七月二十一日から同年八月二十一日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県豊肥振興局

大分県告示第四百三十五号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、次のとおり肥料を登録した。

平成二十九年七月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録年月日
大分県肥第一一六号	混合有機質肥料	一五・一五・M有混	窒素全量一五	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号	平二九・六・六

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
大分県肥第九四七号	副産植物質肥料	片倉醜醇副産肥料	窒素全量一・五 加里全量九・〇	該当なし	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号	平三五・一・二四
大分県肥第九四八号	副産植物質肥料	醜醇副産肥料	窒素全量一・五 加里全量九・〇	該当なし	ミスホユーキ有限公司 茨城県土浦市中部町一丁目五五〇八番地	平三五・一・二四
大分県肥第九六九号	炭酸カルシウム肥料	一〇・炭酸苦土石灰	アルカリ分五五・〇 可溶性苦土一〇・〇	その他の制限事項は公定規格のとおり	江藤石灰工業株式会社 宮崎県都城市都北町一五六九番地一	平三五・一・二四
大分県肥第九九一号	乾燥菌体肥料	七・〇乾燥醇母肥料二号	窒素全量七・〇 りん酸全量一・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	興人ライフサイエンス株式会社 東京都千代田区有楽町一丁目一番三号	平三二・一・二四
大分県肥第一〇〇八号	なたね油かす及びその粉末	くみあい五・三 三粒状菜種粕	窒素全量五・三 りん酸全量二・〇 加里全量一・〇	該当なし	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号	平三五・二・二五

大分県知事 広 瀬 勝 貞

<p>大分県告示第四百三十七号</p> <p>肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録事項の変更があった。</p> <p>平成二十九年七月二十一日</p>	大分県肥第 九〇一号	炭酸カルシウム肥料	一〇・炭酸苦土石	アルカリ成分	その他の制限事項は公定規格のとおり	津久見ドロマイト工業株式会社 津久見市合ノ元町六番七号	平三五・四	<p>大分県知事 広瀬勝貞</p>
	大分県肥第 九〇三号	炭酸カルシウム肥料	五三・炭酸カルシウム肥料	アルカリ成分	その他の制限事項は公定規格のとおり	津久見ドロマイト工業株式会社 津久見市合ノ元町六番七号	平三五・四	
	大分県肥第 九五〇号	副産植物質肥料	醗酵副産肥料	窒素全量	該当なし	菱東肥料株式会社 大分市豊海三丁目三番一号	平三五・四	
	大分県肥第 一〇四四号	混合有機質肥料	混合有機質肥料	窒素全量	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号	平三二・五・三〇	
	大分県肥第 一〇九一号	消石灰	七〇消石灰	アルカリ成分	該当なし	誠信産業株式会社 岐阜県羽島市足近町南宿一五六番地一	平三五・六・九	
	大分県肥第 八六三号	副産苦土肥料	二〇・副産苦土肥料	く溶性苦土	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	江藤石灰工業株式会社 宮崎県都市都北町一五六九番地一	平三二・六・一四	
	大分県肥第 八六六号	炭酸カルシウム肥料	一四・炭酸苦土肥料	代表者	代表取締役 石井康補	代表取締役 久富俊郎	津久見ドロマイト工業株式会社 津久見市合ノ元町六番七号	
大分県肥第 八六一号	炭酸カルシウム肥料	六・炭酸苦土肥料	代表者	代表取締役 石井康補	代表取締役 久富俊郎	津久見ドロマイト工業株式会社 津久見市合ノ元町六番七号	平二九・五・二二	
大分県肥第 一四四号	消石灰	六〇・消石灰	代表者	代表取締役 長谷川久	代表取締役 板倉廣一	太陽化学工業株式会社 津久見市中町五番三十一号	平二九・四・七	
大分県肥第 一三三号	生石灰	八〇・生石灰	代表者	代表取締役 長谷川久	代表取締役 板倉廣一	太陽化学工業株式会社 津久見市中町五番三十一号	平二九・四・七	
大分県肥第 一〇六七号	炭酸カルシウム肥料	一〇・炭酸苦土肥料	代表者	代表取締役 佐世賢文	代表取締役 岡本浩次	株式会社グリーンビジネス九州 大分市大道町四丁目三番三五号	平二九・四・二七	
大分県肥第 一〇六二号	生石灰	九五・生石灰	代表者	代表取締役 佐世賢文	代表取締役 岡本浩次	株式会社グリーンビジネス九州 大分市大道町四丁目三番三五号	平二九・四・二七	
大分県肥第 一〇六〇号	炭酸カルシウム肥料	一〇・炭酸苦土肥料	代表者	代表取締役 佐世賢文	代表取締役 岡本浩次	株式会社グリーンビジネス九州 大分市大道町四丁目三番三五号	平二九・四・二七	
大分県肥第 一〇三九号	炭酸カルシウム肥料	一〇・炭酸苦土肥料	代表者	代表取締役 平井雅典	代表取締役 市川正隆	宇部マテリアルズ株式会社 山口県宇部市大字小串一九八五番地	平二九・四・一	
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更事項	変更の内容		生産業者の氏名又は名称及び住所	変更年月日	
大分県肥第 一〇三九号	炭酸カルシウム肥料	一〇・炭酸苦土肥料	代表者	代表取締役 平井雅典	代表取締役 市川正隆	宇部マテリアルズ株式会社 山口県宇部市大字小串一九八五番地	平二九・四・一	

平成二十九年七月二十一日

大分県報（告示）

大分県肥第 一〇六一号	大分県肥第 一〇四六号	大分県肥第 一〇四五号	大分県肥第 一〇一六号	大分県肥第 九六五号	大分県肥第 九〇三号	大分県肥第 九〇一号	大分県肥第 八九八号	大分県肥第 八九七号					
生石灰	炭酸カルシウム肥料	炭酸カルシウム肥料	炭酸カルシウム肥料	炭酸カルシウム肥料	炭酸カルシウム肥料	炭酸カルシウム肥料	炭酸カルシウム肥料	炭酸カルシウム肥料					
〇九五・生石灰	一八・炭酸カルシウム肥料	一〇・炭酸カルシウム肥料	一〇・炭酸カルシウム肥料	六・〇・炭酸カルシウム肥料	五三・炭酸カルシウム肥料	一〇・炭酸カルシウム肥料	五・〇・炭酸カルシウム肥料	一〇・炭酸カルシウム肥料					
代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者					
石井康補	石井康補	石井康補	石井康補	石井康補	石井康補	石井康補	石井康補	石井康補					
久富俊郎	久富俊郎	久富俊郎	久富俊郎	久富俊郎	久富俊郎	久富俊郎	久富俊郎	久富俊郎					
津久見市合ノ元 町六番七号	津久見市合ノ元 町六番七号	津久見市合ノ元 町六番七号	津久見市合ノ元 町六番七号	津久見市合ノ元 町六番七号	津久見市合ノ元 町六番七号	津久見市合ノ元 町六番七号	津久見市合ノ元 町六番七号	津久見市合ノ元 町六番七号					
平二九・五・二二	平二九・五・二二	平二九・五・二二	平二九・五・二二	平二九・五・二二	平二九・五・二二	平二九・五・二二	平二九・五・二二	平二九・五・二二					
<p>大分県告示第四百三十九号</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。</p> <p>平成二十九年七月二十一日</p> <p>大分県知事 広瀬勝貞</p>			津久見市	九重町	<p>大分県告示第四百三十八号</p> <p>国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。</p> <p>平成二十九年七月二十一日</p> <p>大分県知事 広瀬勝貞</p>			大分県肥第 一一〇四号	消石灰	代表者	代表者	津久見市合ノ元 町六番七号	平二九・五・二二
			津久見市セメント 町・元町・井無田 町・新町・大字下 青江の一部の地籍 図及び地籍簿	津久見市セメント 町・元町・井無田 町・新町・大字下 青江の一部の地籍 図及び地籍簿				津久見市セメント 町・元町・井無田 町・新町・大字下 青江の一部の地籍 図及び地籍簿	津久見市合ノ元 町六番七号	平二九・五・二二	大分県肥第 一一〇〇号	消石灰	代表者
<p>一 施行者の名称</p> <p>宇佐市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称</p>													

宇佐都市計画下水道事業

宇佐公共下水道

三 事業施行期間

変更前 昭和六十年二月十九日から平成三十一年三月三十一日まで
変更後 昭和六十年二月十九日から平成三十五年三月三十一日まで

四 事業地

1 取用の部分

昭和六十年大分県告示第百九十二号、平成二年大分県告示第三百三十号、平成四年大分県告示第千二百六十号、平成九年大分県告示第百七十九号、平成十六年大分県告示第百二十一号、平成十九年大分県告示第四百八十七号及び平成二十四年大分県告示第三百九号の事業地にアに掲げる全部の区域を加え、当該事業地にイに掲げる一部の区域を加え、当該事業地のうちウに掲げる地内において事業地を変更する。

- ア 宇佐市沖須町一丁目、字安町一丁目、大字江須賀字五反畑、字御神子山、字下餅田、字中餅田、字石原、字桑木、字万願寺、字宮添、字宮園、字イロリ、字土井、字田淵、字門前、字円福寺、字川毛田、字水月、字北畑、字北門、字正門、字小宇佐、字其田、字中村、字三其、字出ノ神、字川ノ上及び字堂ノ前の各全部の区域
 - イ 宇佐市吉町一丁目、大字江須賀字出口、字西ノ江、字池ノ内、字御神子、字中樋垣、字貴船、字徳光、字余末、字重清、字五反田、字石塚、字中園、字ランタイ、字向田、字江添、字千代丸、字久木、字小柳、字末金、字鋤崎、字万九郎、字丑喰、字岡、字江成、字屋敷、字淵ヶ上、字小一郎、字横町、字末弘、字今藤、字川毛、字秋代、字無調園、字長弦、字大福寺、字乙良須、字久保田、字宮ノ前、字小西、字追田、字今手、字上前田、字恋下、字辛島、字平和、字江島、大字川部字荒田、字井ノ上、字牛屋、字一条及び字二条の各一部の区域
 - ウ 宇佐市大字江須賀字川端及び字川原地内
- 2 使用の部分
変更なし

○公 告

平成二十九年五月二日付け大分県報第二八七七号に登載の平成二十九年大分県職員（助産師）選考採用試験公告の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月二十一日

6 採用予定者数中「3人」を「5人」に改める。

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり処分した。

平成二十九年七月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 処分をした年月日

別表のとおり

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名、建設業の許可番号及び取消処分に係る建設業の種類

別表のとおり

三 処分の内容

建設業法第二十九条第一項に基づく建設業の許可の取消し

四 処分の原因となつた事実

別表に記載された建設業者から、建設業法第十二条の規定により、大分県知事に対し、建設業を廃止した旨の届出があつた。

このことは、建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

大分県病院局

別表					
商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	許 可 番 号	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
有限会社秋友工業	生野 吉祥	別府市大字鶴見2467-2	大分県知事許可（般-28）第11675号	全 部	平成29年4月3日
イデリハ工業	出利葉 康生	別府市大字野田148-2	大分県知事許可（般-25）第13534号	同 上	平成29年4月10日
株式会社グリーン企画	柏本 治幸	竹田市久住町大字有氏482	大分県知事許可（般-27）第11445号	同 上	平成29年4月24日
有限会社高平建設	高村 政幸	日田市大字三和921-7	大分県知事許可（般-28）第10524号	同 上	平成29年4月25日
OCTクリエイト株式会社	森 淳一	大分市大字巨野原910-58	大分県知事許可（般-27）第7412号	同 上	平成29年4月27日
サトー冷暖	佐藤 吉生	大分市大字鷺野877-26	大分県知事許可（般-26）第12882号	同 上	平成29年5月15日
有限会社岩永塗装	岩永 亨	大分市大字羽屋352-1	大分県知事許可（般-24）第5675号	同 上	平成29年5月17日
山下電気サービス	山下 章志	大分市大字生石411	大分県知事許可（般-26）第12247号	同 上	平成29年5月24日
坂本技建	坂本 弘行	宇佐市大字長洲3266	大分県知事許可（般-24）第2765号	同 上	平成29年6月20日
シビルワークス株式会社	渡邊 美香	中津市大字福島1120-1	大分県知事許可（般-28）第13965号	建築工事業、電気工事業、消防施設工事業	平成29年5月10日
株式会社ハセベ水道	長谷部 哲二	日田市大字渡里16-5	大分県知事許可（般-24）第2259号	消防施設工事業	平成29年5月11日
株式会社リバーハウス	小川 清八	大分市府内町1-6-39	大分県知事許可（般-24）第13349号	大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	平成29年5月26日
株式会社松森組	松森 法和	佐伯市蒲江大字森崎浦371-1	大分県知事許可（般-27）第13174号	造園工事業	平成29年6月6日